

災害時における行方不明者等の氏名等の公表方針

1 趣旨

災害時における死者・行方不明者等の氏名等の公表について、鹿児島県個人情報保護条例（以下「条例」という。）との整合性を図りながら、以下のとおり公表方針を定める。

2 用語の定義

- (1) 災害 : 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害
- (2) 行方不明者 : 当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いがある者
- (3) 安否不明者 : 行方不明者となる疑いのある者
- (4) 死者 : 当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者

3 公表の基準（個人情報の取扱い）

- (1) 行方不明者及び安否不明者（以下「行方不明者等」という。）

行方不明者等の氏名等は、生存する個人に関する情報であって特定の個人を識別することができる情報である。条例において、県は個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならないとされているが、次の要件をすべて満たす場合は、条例第8条第2項第7号に基づき、個人情報保護審査会の意見を聴いた上で例外としている「人の生命、身体又は財産を保護するため緊急かつやむを得ない必要がある場合」に該当するものとして、例外的に氏名等を公表する。

- ア 氏名等を公表することが、救出・救助活動の効率化・円滑化に資すると見込まれること。
- イ 市町村において住民基本台帳の閲覧制限が措置されていないこと。
- ウ 氏名等を公表することについて、家族等の同意があること。
ただし、救出・救助活動のために氏名等を公表する緊急性が認められる場合は、家族等の同意が得られない状況であっても、必要最小限の範囲で氏名等を公表する。なお、公表した後に家族等から不同意の申し出があった場合は、その時点から非公表とする。

- (2) 死者

死者に関する情報については、条例の対象ではないが、死者に関する情報が、遺族等に関する個人情報になる場合があることから、次の要件をすべて満たす場合に限り、氏名等を公表する。

- ア 市町村において住民基本台帳の閲覧制限が措置されていないこと。
- イ 氏名等を公表することについて、遺族等の同意があること。

区分	救出・救助活動の効率化・円滑化に資する	住民基本台帳の閲覧制限	家族（遺族）等の同意の状況	公表・非公表
行方不明者等	○	なし	同意	公表
			緊急性が認められる場合で家族等の同意が得られない状況	
	×	あり	不同意	非公表
	—	—		
死者	/	なし	同意	公表
			あり	不同意

4 公表する情報は、原則として氏名、住所（市町村（大字まで））、性別、年齢、被災状況とする。

5 公表方法

報道機関へ情報提供するとともに、県ホームページに掲載する。

6 公表に係る役割分担

- (1) 県 : 死者・行方不明者等情報の一元的な集約、調整
氏名等の公表に係る可否判断
家族（遺族）等の同意確認（災害の規模・状況に応じて市町村と連携して対応）
氏名等の公表及び公表内容に係る報道対応
- (2) 市町村 : 死者・行方不明者等に係る住民基本台帳の閲覧制限の有無及び家族（遺族）等の同意確認並びに確認結果の県への報告
※同意を確認する家族（遺族）等の範囲は、原則として同居の親族とするが、同一生計の親族や事実婚が確認できる配偶者など、状況に応じて判断する。
- (3) 警察本部・第十管区海上保安本部 :
人的被害の事実確認、県及び市町村との情報共有

7 その他

- (1) 県は、3に定める「公表の基準」のほか、市町村の意向にも配慮し対応する。
- (2) この公表方針は、市町村や警察等が独自に公表することを妨げるものではない。
- (3) 災害対策基本法第86条の15に基づく安否情報の回答については別途法令等の規定に基づき取扱う。